

○国立大学法人浜松医科大学準職員及びパートタイマー職員の給与に関する要項

(平成28年9月30日要項第61号)

改正	平成30年4月12日要項第23号	平成30年9月26日要項第30号
	平成31年4月22日要項第13号	令和2年3月31日要項第4号
	令和2年11月24日要項第36号	令和3年9月17日要項第27号
	令和4年1月17日要項第2号	令和4年1月26日要項第9号
	令和5年9月25日要項第38号	令和6年4月1日要項第17号
	令和6年9月25日要項第57号	

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人浜松医科大学準職員就業規則（平成16年規則第13号）第30条に規定する準職員（以下「準職員」という。）及び国立大学法人浜松医科大学パートタイマー職員就業規則（平成16年規則第14号）第30条に規定するパートタイマー職員（以下「パート職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(本給の種類)

第2条 準職員の本給は、勤務1日当たりの本給（以下「日給」という。）とし、パート職員の本給は、勤務1時間当たりの給与（以下「時間給」という。）とする。

(単価の決定)

第3条 前条に定める準職員及びパート職員の本給を決定にするにあたり、別に定める場合を除き、次条以降に定める単価による。ただし、予算等の事情により、当該条項による単価の決定が適当でないと判断された場合は、次条以降により単価を決定された職員との均衡を考慮のうえ、同条によらず単価を決定することができる。

2 前項における予算等の事情とは次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 外部資金等の限られた予算の中で次条以降による単価による雇用及び雇用の更新が困難と判断される場合
- (2) 有用な人材の確保等に際し、雇用される者の経歴及び有用な資格等の所有により次条以後の単価の決定が適当でないと判断される場合
- (3) その他の事由により、次条以後の単価の決定が適当でないと判断される場合

(準職員の日給及びパート職員の時間給)

第4条 採用する非常勤職員（別表第2及び別表第3に掲げる者を除く。）の基本時間給については、別表第1に掲げる額とする。その基本時間給に次条に定める職歴等換算数に50円を乗じて得た額を加えた額をもって時間給とし、その額が1,050円に満たない場合は時間給を1,050円とする。準職員については同一名称としてパート職員に採用した場合に決定される時間給に8を乗じた額を日給とする。ただし、時間給及び日給は、別表第4に掲げる単価を超えないものとする。なお、別表第2及び別表第3に掲げる者については、同表の定めるところによる。

(職歴等換算数)

第5条 前条で単価を決定する非常勤職員の職歴等の換算する期間については、別表第1に定める学歴取得後の最初の4月1日以後の期間（職歴及び学歴を有しない期間（いわゆる空白期間）は除く。）のうち、10年までの年数の月数については15月、10年を超える期間の年数の月数については18月で除して得られる数（1年未満の端数は切り捨てる。）とする。この場合において、別表第1において名称に（非常勤）とある者（社会福祉士（非常勤）を除く。）についての職歴等換

算における起算日は免許取得年度の4月1日とする。ただし、当該免許取得日が1月1日以降の場合の起算日は、翌年度4月1日を起算日とする。

(寄附講座教員及び寄附研究部門教員の給与)

第6条 寄附講座教員及び寄附研究部門教員の給与は、日給又は時間給とし、決定される 給与が日給とされている者の日給額は、常勤として採用された場合に得られる号給の4号上位の俸給月額を基礎とした年額の範囲内で決定できる。(日給額に百円未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入し、百円単位とする。)

(単価の改定)

第7条 別表第1に掲げる者のうち、雇用期間の更新等により、単価を改定する場合にあっては更新された日に採用されたものとして第3条から第5条までに決定された額又は単価が決定された月から15月を経過した月の最初の4月1日に改定前の単価に準職員にあっては400円、パート職員については50円を加えることができる。ただし、別表第4に掲げる額を超えない額とする。

2 当該年度に決定された単価について、原則として年度内の改定は行わない。ただし、第3条第2項に掲げる事由等による場合はこの限りではない。

(算式の基準)

第8条 別表第3に掲げる者(第6条に掲げる者は除く。)については、級号給の範囲内で常勤職員として採用した場合に受けることとなる本給、本給の調整額及び地域手当の額を基礎とし、次の算式により決定することができる。ただし、予算等の事情により、当該条項による単価の決定が適当でないと判断された場合は同条によらず単価を決定することができる。

$$\frac{(\text{本給} + \text{本給の調整額} + \text{地域手当}) \times 12 \text{月}}{52 \times 1 \text{ 週あたりの勤務時間数}}$$

附 則

この要項は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成30年4月12日要項第23号)

この要項は、平成30年4月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成30年9月26日要項第30号)

この要項は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成31年4月22日要項第13号)

この要項は、平成31年4月22日から施行する。

附 則(令和2年3月31日要項第4号)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月24日要項第36号)

この要項は、令和2年11月24日から施行する。

附 則(令和3年9月17日要項第27号)

この要項は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年1月17日要項第2号)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月26日要項第9号)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月25日要項第38号)

この要項は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日要項第17号)

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月25日要項第57号)

この要項は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

基本時間給

[別紙参照]

別表第2(第4条関係)

日給及び時間給

[別紙参照]

別表第3(第4条、第8条関係)

単価の算出

[別紙参照]

別表第4(第4条、第7条関係)

単価限度額

[別紙参照]